

くすぶり続ける第3号被保険者問題

2021年6月

年金論議のなかで、今なおくすぶり続けているのが「第3号被保険者問題」。第3号被保険者は個別の保険料負担なしで基礎年金を受給できるが、その財源については第2号被保険者の保険料から一括して基礎年金拠出金として負担している。

この扱いについて、しばしば単身や共働きの第2号被保険者から、第3号被保険者分の負担のしわ寄せを受けているという批判がされる。また、自営業者等の世帯の配偶者からは、自分の収入はなくても第1号被保険者として個別に保険料を負担しており、不公平だという批判がある。その他、健康保険や税制等と相俟って、短時間労働者の就業を抑制しているという批判もある。

第3号被保険者の制度は、女性の年金権確立という観点から、1985年改正により導入された。筆者自身は、健保・厚年一体適用の原則から当然のこととして、この改正

を肯定していた。

ところが、1989年の改正で学生の適用が任意から強制に変わったとき、大学の授業で学生の質問を受けて困惑したことがあった。「母は保険料を納めなくても年金がつくのに、私はなぜ保険料を納めなくてはいけないのですか？」という質問だ。「お母さんには収入がなく、お父さんの扶養を受けているから」と答えたのだが、「扶養を受けているのは私も同じですが、日常の家計の管理は母がしていて、母は自分で保険料を納めることができます。私の方が弱い立場です」という学生の反論にも筋が通っている。医療保険と年金保険の不整合という問題になる。

その後、保険料免除制度とは別に、2000年改正で学生の保険料納付特例制度、2004年改正では保険料納付猶予制度が導入された。このような改正をみていると、保険料負担能力のない者にも独立した年金権を確保するという社会保障の観点からすれば、むしろ健保・厚年一体適用の原則を徹底して、20歳以上60歳未満の健保の被扶養者の全員を、第3号被保険者に切り替えてはどうかと思うこともある。ただ、その場合、第3号被保険者制度に対する批判がさらに高まるのは必至であろう。

批判者の多くは第3号被保険者を有する世帯に追加的負担を求める。3号から1号被保険者への切替えとか、被扶養配偶者を有する2号被保険者の保険料への1号分の上乗せなどである。その場合、健保・厚年一体適用の原則から、前者であれば健保の被扶養者から外れ国保の適用になり、後者であれば健保で家族保険料を徴収することになる。扶養家族を有する被保険者の負担増という新たな問題になりそうだ。

とはいえ、年金の第3号被保険者制度には批判があっても、健保の被扶養者制度については、子や75歳未満の老親など配偶者以外の者も含まれ範囲が広いのだが、そのような批判は聞かれない。

健保の被扶養者制度が古くからの規定で、すっかり定着していたのに対して、第3号被保険者制度への切替え前は、任意であったにもかかわらず多くの専業主婦が自主的に保険料を納付していた。そういう実績があったにもかかわらず、保険料納付を取り止めて年金権を与えた、という経緯があるからであろう。